

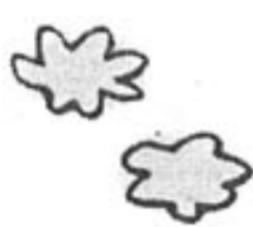
「市民と行政」でつくる新しい力

わたしたちがつくる

わたしたちの地域まち

新しい市民自治がはじまります

～地域自治システム～



はじめに

住みやすい地域(まち)にするために

「地域自治システム」は私たちの地域をより住みやすい地域とするために、今後の地域ビジョンを持ちながら、私たち自身でその地域の不安や課題を解決する新たな仕組みです。

生活する上で起こる様々な不安や課題は、実際にその地域で暮らしている私たちだからこそよくわかることが多いはずです。それらの不安や課題を私たちがよりよい方法を考えて解決する、地域自治システムは、こうした「自立した地域社会」を目指しています。

地域自治システムとは

都市内分権^{*}を推進し、地域住民の意見を市政に反映するとともに、地域の課題を地域住民自らが考え解決するための仕組みです。

※都市内分権 市長の持つ権限をより住民に近いところに移し、地域のことを地域で決められるようにすること。

地域自治システムでできること

都市部の課題

- ・盜難など犯罪の増加
- ・子どもの居場所の不足
- ・生活道路への通勤車両の進入 等

地域事情の違いにより 地域の課題も異なる

広域合併

山間部の課題

- ・担い手不足による農地の荒廃
- ・産業廃棄物の不法投棄の増加
- ・枝木による車両の通行支障 等

地域事情の違いの拡大

市内一律的な対策だけでは、十分な成果が得られにくくなっている

必要なところに、必要な対策がタイムリーに行き届く新たな仕組みが必要

地域の声を的確に行政に
反映させることのできる
仕組み

これらを用いて

様々な地域課題に対して
地域が自ら考え
実行することのできる仕組み

地域でとりくみ、課題解決!!

「共働推進の必要性」と「目指す豊田市の姿」

豊田市では、多様な主体により多様なサービスが提供されることで、まちの幅や厚み、深みが増し、一層魅力あるまちとなることを期待し、共働^{*}によるまちづくりを推進しています。

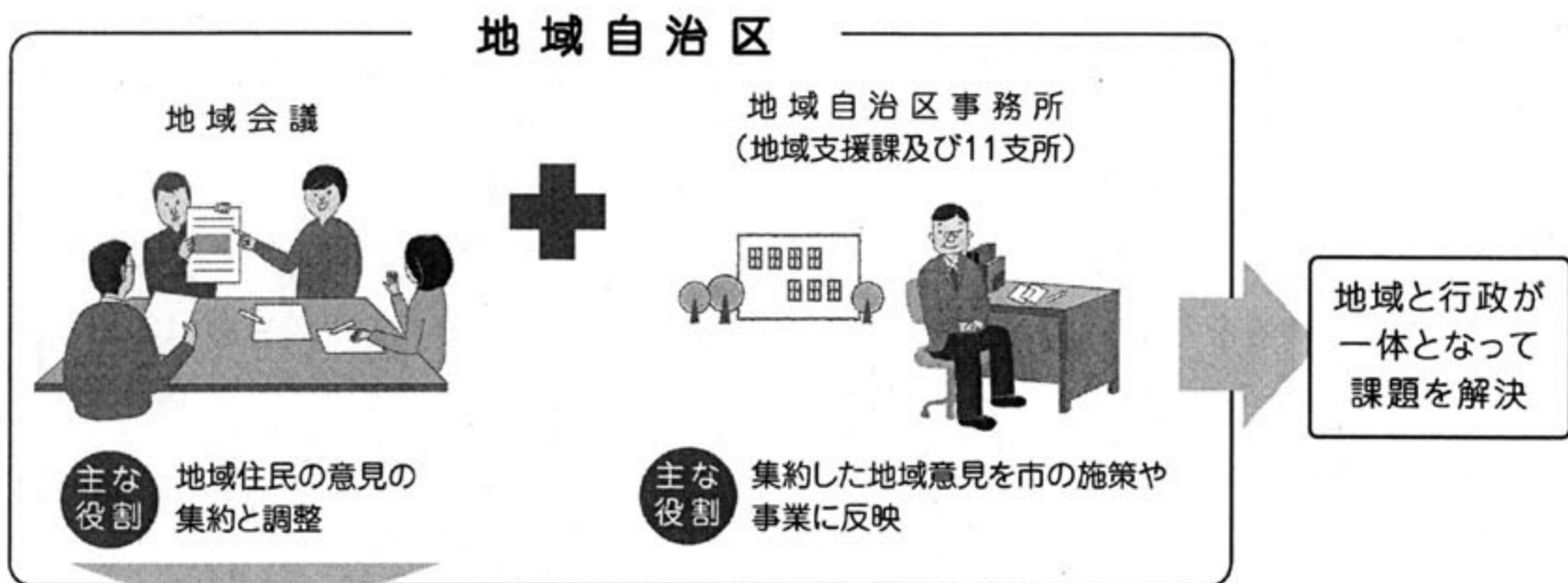
子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、「自立した地域社会」を築き、「安心して豊かに暮らせる地域社会」を実現することが、「共働によるまちづくり」が目指す豊田市の姿です。

※共働 市民と行政が協力して働くことのほか、共通する目的に対して、それぞれの判断に基づいて、それぞれ活動することも含んで、“共に働き、共に行動する”ことを意味しています。

地域自治システムを進めるための体制

市では、私たちの意見を市の事業に反映させたり、地域の課題に対し私たち自ら取組んだりするために、平成17年10月に地域自治区及び地域会議を設置するとともに、地域自治区事務所（地域支援課及び11支所）に地域振興担当を配置しました。（詳細については裏表紙）

このような体制をもとに「地域自治システム」を推進していきます。



地域会議ってなに？

期待すること

地域課題やまちづくりについて話し合い、地域でできることには何があり、住民参加のもと、どう対応するかを立案していくこと。

具体的役割

- ・市長からの諮問事項に関する審議・答申
- ・わくわく事業の審査
- ・地域課題の解決策にかかる検討と行政への提言
- ・地域会議だより等による地域への情報発信

設置単位

各中学区単位（計27地区に設置）



地域会議委員の定数と任期

- ・委員定数：20人以内
- ・任期：2年（再任は1回まで）

地域会議委員の選任方法

地域会議の区域内の住民で、

- ・公共的団体から推薦された方
- ・物事を良く知っており、正しく判断できる方
- ・公募に対し応募された方

の中から市長が選任

Q & A

Q：地域会議と自治区等の地域組織との位置づけの違いは？

A：地域会議は、地域の意見を集約・調整し、市の事業に反映させるために、法令や条例にもとづき設置された審議機関です。自治区やコミュニティ会議は、市民による支えあいからなる最も市民に身近な組織です。安心して豊かに暮らすことは市民共通の願いです。この願いを実現するためには、地域会議と自治区等の地域の組織の連携の強化が欠かせません。

地域の課題を解決する2つの方法

私たちが住む地域が、
もっともっと住みやすくなるように。

困ったなあ…

そのためにはどうすれば
いいのだろう?

わくわく事業

様々な地域課題に対し地域住民自らが考え実行するきっかけづくりの仕組み

窓口(地域自治区)



地域会議
(審議機関)

事務所
(支所)

地域自治システム

地域予算提案事業

地域の意見を市の施策に反映する仕組み

窓口(地域自治区)



地域会議
(審議機関)

事務所
(支所)

みんなの活動の
一部を助成



市役所

地域の課題を
解決する計画

市役所の
予算に反映

課題 解決

みんなで活動



地域の自然環境を保全
する取組の充実

地域の安全・安心を促す
取組の充実

地域の暮らしを守る
取組の充実

わくわく 事業

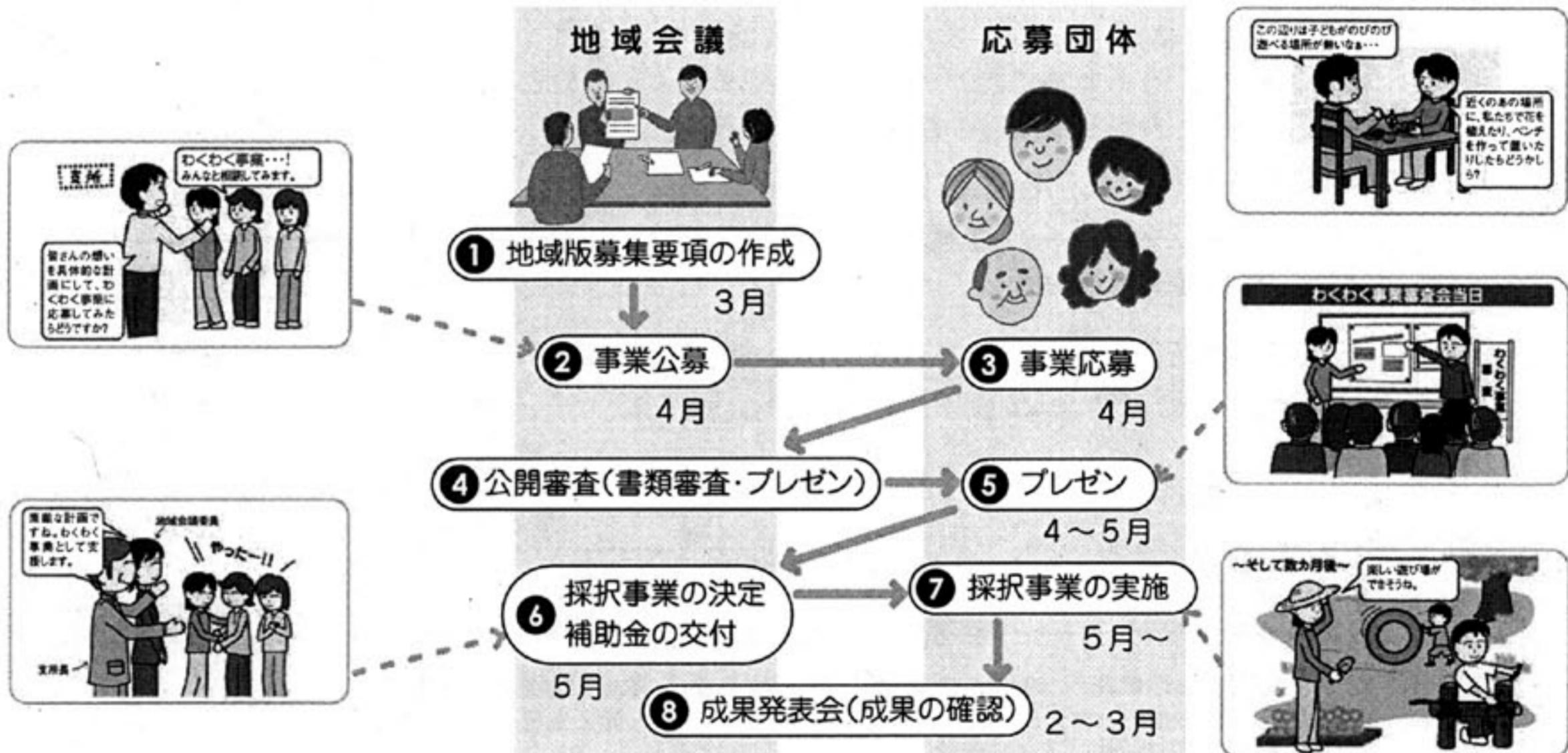
平成17年度からスタートした「わくわく事業」は、地域の組織や市民活動団体などが、住みやすい地域づくりに向け、人、文化、自然などの地域資源を活用し主体的に取組む事業に対し、補助金を交付する仕組み（補助制度）です。

事業の概要

分 権 内 容	補助金交付決定権
目 的	地域づくりを行う多様な担い手の育成及び地域活動の活性化
内 容	様々な地域の課題に対し地域住民が自ら考え実行するきっかけづくりの仕組み。地域会議による公開審査に基づき、支所長が補助事業、補助額等を決定し団体に交付する。
予 算	500万円／地域会議・年
事 業 主 体	地域住民（さまざまな地域の組織や市民活動団体など）

事業の流れ

※スケジュールは、各地域会議により異なります。



どんなことが対象になるの？

- | | |
|--|--|
| <p>① 保健、医療、又は福祉の推進を図る活動</p> <p>② 地域の伝統・文化・郷土芸能・スポーツの振興を図る活動</p> <p>③ 安全・安心な地域づくりを推進するための活動</p> <p>④ 地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る活動</p> | <p>⑤ 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>⑥ 地域の特性を生かした産業振興のための活動</p> <p>⑦ 地域づくりへの助言等を受けるための活動</p> <p>⑧ その他個性豊かな住みやすい地域社会を構築するための活動</p> |
|--|--|

どんな団体が対象になるの？

政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体で、5人以上で組織された団体。

地域予算 提案事業

平成21年度からスタートした「地域予算提案事業」は、住みやすい地域づくりのために、私たちの声を的確に市の事業に反映させ、効果的に地域課題を解決するための仕組みです。

地域予算提案事業で取扱う事業は、地域課題の解決や地域を活性化するための事業で、事業の実施にあたっては中学校区（地域会議）エリアでの合意形成を必要とするとともに、地域と行政との役割分担に基づく共働の取組を基本としています。

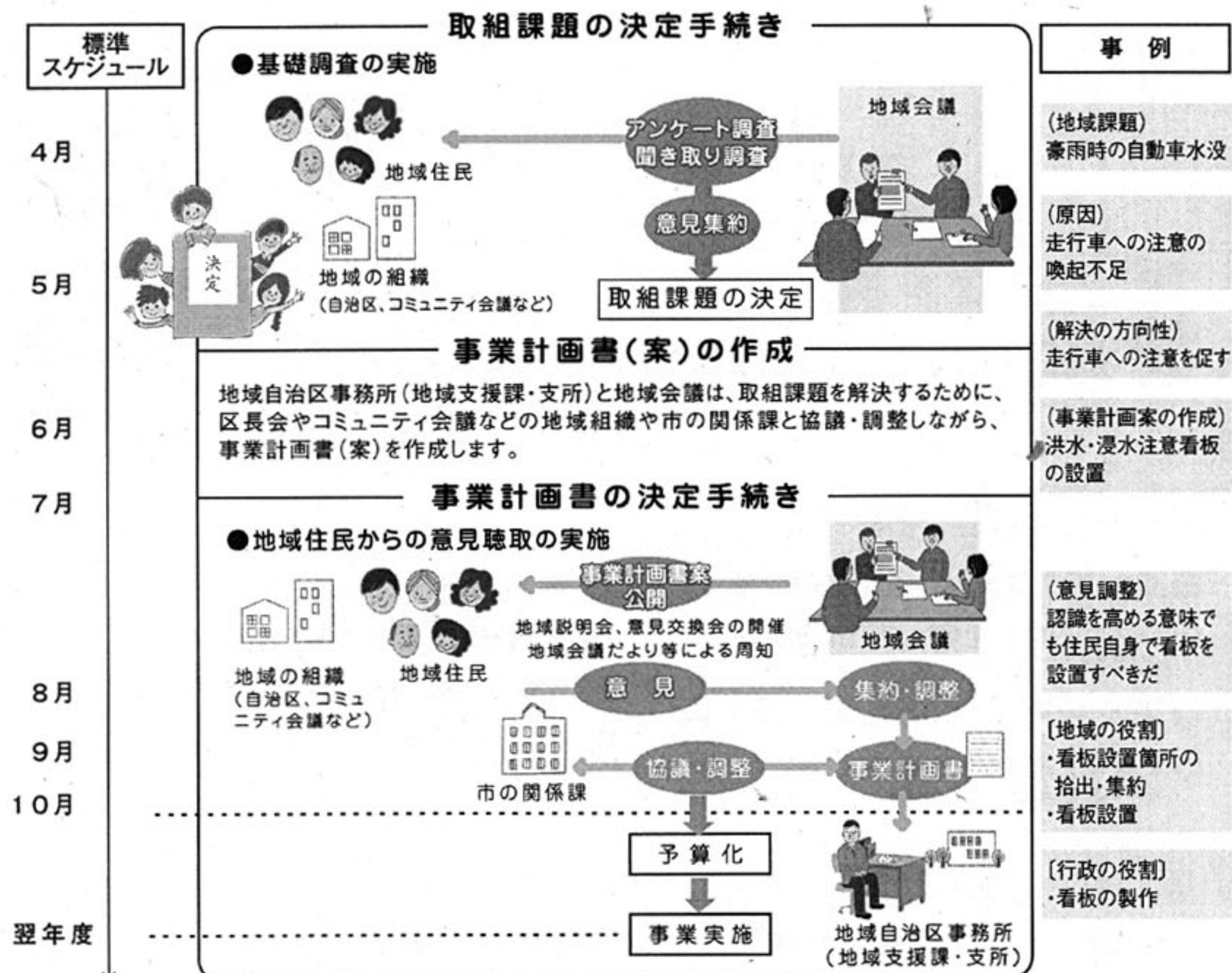
事業の概要

分権内容	予算案提案権*
目的	地域の意見を市が行う事業に反映し、地域課題を効果的に解決すること。
内容	地域課題を解決するための事業の必要経費を事業計画書による提案を通じ、市の予算案に反映する。 提案の翌年度に事業計画書に基づき、課題解決のための事業を実施する。
予算	1つひとつの事業の必要経費を積上げ、全体で2,000万円／地域会議・年を上限とする。
事業主体	行政

*予算案提案権…地域会議が支所長に予算案（事業計画書）を提案する権限のこと。

事業の流れ

この事業で使われるお金は、私たちが納めた税金です。当然、一部の人たちの利益や、不適切な目的のためにお金が使われることがあってはなりません。このことから、地域予算提案事業で取り扱う課題やその解決のための事業の実施には、地域において十分な共通認識を持つこと（合意形成）が必要となります。



どんなことが対象になるの？

- ① 地域の暮らしを守る取組み
 - ② 地域内の安全・安心を促す取組み
 - ③ 地域の歴史、伝統、文化等を継承・活性化する取組み
 - ④ 健康づくり及び地域の活性化を図る取組み
 - ⑤ その他
- ・定住対策事業 ・農地、山林の保全事業 等
 - ・地域防犯、防災対策事業 ・通学路安全対策事業 等
 - ・歴史、伝統、文化等の継承・活性化支援事業 等
 - ・健康づくり事業 ・高齢者の生きがい対策事業 等

どんなことが対象にならないの？

- ① 市に決定権限の無い事項(国や県等の許認可事項)
 - ② 全市の計画に沿って決定すべき事項
 - ③ 既に自治区長と市との間で確立している施策調整事項
 - ④ 2,000万円／地域会議・年以上の事業
 - ⑤ その他、市長が適さないと判断する事業
- ・国道や県道の延伸・改良 等
 - ・消防署や病院の設置 等
 - ・道路や河川、公園等の整備、修繕 等

Q & A

Q:わたしは、地域のここをこう変えていくと、本当に住みやすい地域になるとの認識を持っていますが、こうした課題認識を地域自治システムに活かしていくためにはどうしたら良いのでしょうか。

A:一度、お近くの窓口(地域支援課、支所)にご相談ください。今後の地域づくりの参考とさせていただきます。一方で、地域づくりの方向性や取組課題について、より多くの方と共に通の認識を持てるよう、地域での話し合いを大切にしてください。そうした個々の地域への思いが、将来の地域づくりにつながると考えています。

Q:地域会議は、地域の声をどのように集約し取組課題を決定するのですか？

A:地域住民の声を集約するために、必要に応じて地域住民に対するアンケート調査を実施します。このアンケートより得られた結果に基づき、地域のことにより精通している自治区やコミュニティ会議等の地域の組織に聞き取り調査を実施することで、より具体的な課題について把握します。こうした統計的な調査結果と具体的な聞き取り調査の結果を参考に、地域会議と支所が緊急性と重要性を踏まえながら取組む地域課題を決定します。

Q:地域予算提案事業が始まることで、地域によって事業内容が異なりますか？

A:地域予算提案事業は、地域によって異なる課題を行政施策に反映し解決することを目指す仕組みです。このことから、地域事情により各地域で行われる事業内容は異なります。

Q:地域の共通認識を築くため、地域の中で合意形成を必要としているが、どのように進めて行くのですか？

A:事業計画書を、地域会議だより等を通じ周知するとともに、地域説明会等を開催し広く地域住民に公表し、できるだけ多くの意見を集約します。地域自治システムでは、できるだけ多くの市民の地域づくりへの関心の高まりを期待しています。

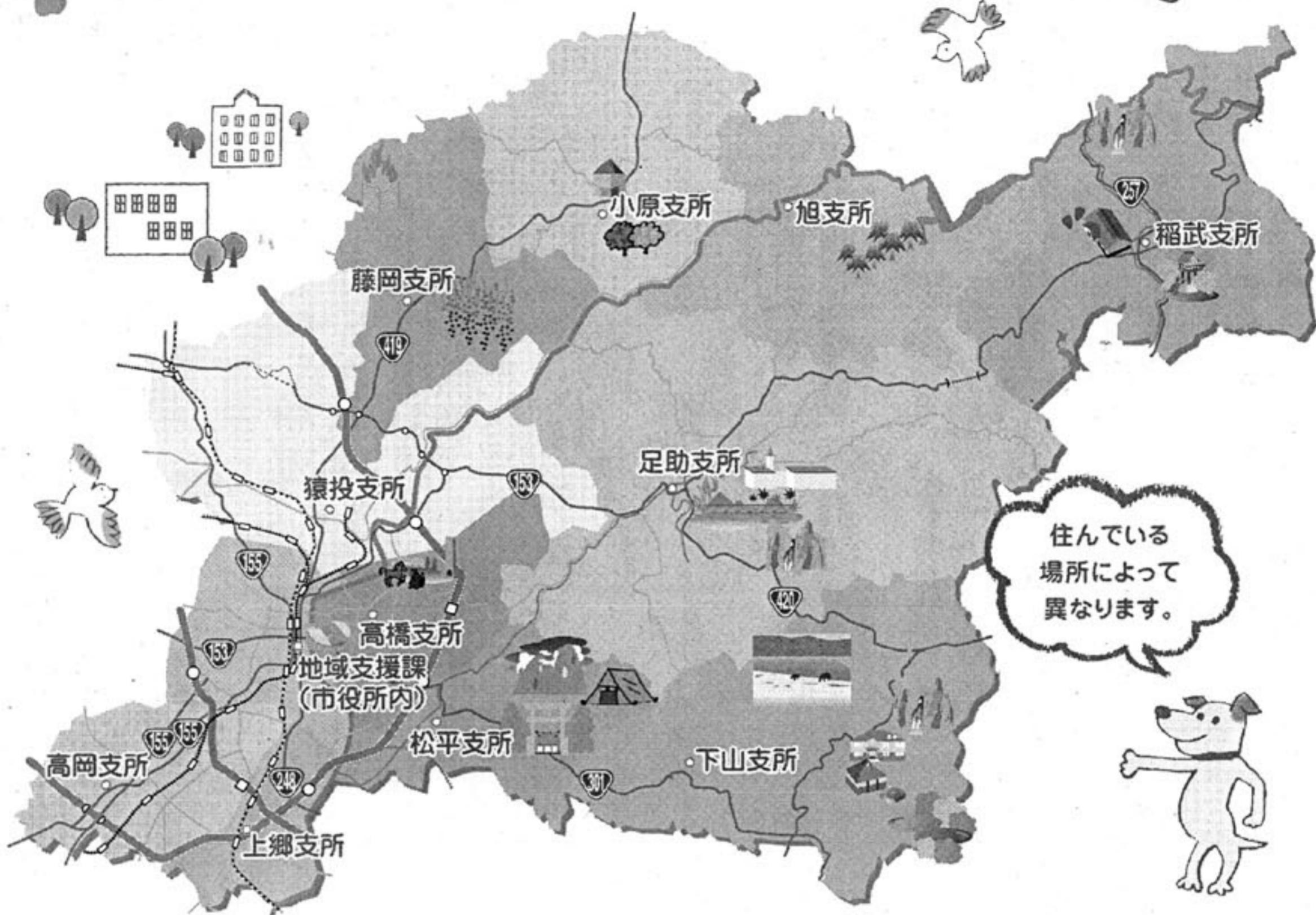
Q:2,000万円／地域会議・年の予算は、あらかじめ地域会議ごとに配分されるのですか？

A:あらかじめ2,000万円の予算が配分される訳ではありません。各年度、各地域会議単位で活用することのできる予算の上限であり、予算の計上のために、予算要求時期(9月末)までに、事業計画書を作成し、その内容について地域での合意形成を終えておく必要があります。したがって、2,000万円が各地域会議単位に予算計上されるのではなく必要と認められた事業費だけが予算に計上されます。

Q:自治区単位、小学校区単位の課題も扱えますか？

A:扱うことができます。しかし、その場合であっても、事業の実施にあたっては、中学校区での合意が必要となります。

地域自治区・地域会議マップ



地域会議	地域自治区	窓口	電話番号
旭	旭地域自治区	旭支所	68-2211
足助	足助地域自治区	足助支所	62-0601
稻武	稻武地域自治区	稻武支所	82-2511
小原	小原地域自治区	小原支所	65-2001
上郷、末野原	上郷地域自治区	上郷支所	21-0001
逢妻、朝日丘、梅坪台、崇化館、豊南	挙母地域自治区	地域支援課	34-6629
井郷、石野、猿投、猿投台、保見	猿投地域自治区	猿投支所	45-1211
下山	下山地域自治区	下山支所	90-2111
前林、龍神、若園、若林	高岡地域自治区	高岡支所	53-2694
高橋、益富、美里	高橋地域自治区	高橋支所	80-0077
藤岡、藤岡南	藤岡地域自治区	藤岡支所	76-2101
松平	松平地域自治区	松平支所	58-0001



豊田市社会部 地域支援課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60 豊田市役所南庁舎4階

TEL 0565-34-6629 FAX 0565-35-4745

E-mail chiikishien@city.toyota.aichi.jp ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>